

産業厚生常任委員会 資料

令和 2 年 11 月 13 日
上 下 水 道 部

目 次

下水道事業受益者負担金のあり方について P 1 ~P5

下水道事業受益者負担金のあり方について

1 検討の背景等

本市は、将来に向けて、効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的に、下水処理場統合整備事業を実施し、公共下水道区域外の11処理区を公共下水道へ接続する生活排水処理区の再編を進めている。

このことによる、都市計画下水道事業受益者負担金及び生活排水処理事業分担金のあり方について、加東市水道事業及び下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、具体的な検討を進めた。

「都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（諮問）」

- 1 下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道に編入される処理区域の受益者負担金について
- 2 一括納付報奨金制度の廃止について

なお、審議会における調査・審議の状況は、表1に示すとおりである。

表1 審議会における調査・審議の状況

	開催日	内容
第1回	令和2年8月26日	現状及び課題の確認と方向性について ・各制度の概要 ・単位負担（分担）金額の検討 ・一括納付報奨金制度廃止の可否
第2回	令和2年10月5日	答申案について
第3回	令和2年11月9日	答申、答申を踏まえて

2 現状及び課題（審議会における調査）

（1）現状

①受益者負担金

都市計画事業として施行された公共下水道にかかる下水道事業については、都市計画法第75条に基づく受益者負担金制度を採用しており、負担金の単価が地域間で異なっている。

表2 加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例第5条別表より

地区名	単位	単位当たりの金額
旧社町	1平方メートル	580円
旧滝野町	1平方メートル	550円
旧東条町	1単位	300,000円

②生活排水処理事業分担金

都市計画事業として施行されていない下水道事業については、地方自治法第224条に基づき、都市計画法に基づく受益者負担金制度と同様の分担金制度を採用しており、分担金の単価が生活排水処理事業の施行にかかる処理区域ごとに異なっている。

表3 生活排水処理事業分担金一覧

事業	処理区	分担金(1単位当たり)
農業集落排水	上福田北部	350,000円
	上福田中部	306,600円
	上鴨川	350,000円
	下鴨川	350,000円
	秋津	272,590円
	川北	175,680円
小規模集合排水処理	川南	243,870円
	少分谷	300,000円
	上久米・下久米	338,000円
コミュニティ・プラント	畠・廻渕・池之内	350,000円
	平木	350,000円

※事業の区分は会計セグメント、処理区の表示は現行条例の別表に定める事業名によるもの

(2) 課題

受益者負担金・分担金の単価は、地域間で異なり、再編後の負担の公平性の確保の観点が重要である。

また、公共下水道へ編入する処理区と受益者負担金・分担金の徴収根拠は表4のとおりとなり、編入前後により、受益者負担金・分担金の徴収根拠が変わる。

表4 公共下水道への再編と受益者負担金・分担金の徴収根拠

編入前			編入後		
事業	処理区・地区	根拠法令	事業	処理区・処理区域	根拠法令
農業集落排水	上福田北部(牧野、吉馬、上三草の各一部)	地方自治法第224条	流域関連公共(加古川上流処理区)	上三草、牧野、吉馬の各一部	都市計画法第75条
	上福田中部(上三草、山口、馬瀬の各一部)			上三草、山口、吉馬、上鴨川、下鴨川、平木の各一部	地方自治法第224条
	上鴨川、平木の各一部			秋津、少分谷、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢の各一部	都市計画法第75条
	下鴨川、平木の各一部		単独公共(東条処理区)	秋津、少分谷、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、藪の各一部	都市計画法第75条
	秋津の一部			流域関連公共(加古川上流処理区)	都市計画法第75条
	川北(吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢の各一部)			上久米、下久米の各一部	地方自治法第224条
	川南(東垂水、大畑、藪の各一部)			畠、廻渕、池之内、平木の各一部	地方自治法第224条
小規模集合排水処理	少分谷の一部				
コミュニティ・プラント	上久米、下久米の各一部				
	畠・廻渕・池之内、上久米の各一部				
	平木の一部				

3 答申の概要

(1) 諒問事項1について

(調査) 審議会では、次のAからCまでの3つの案を検討した。

A案 公共下水道区域へ編入する11処理区のうち、社地域の処理区は1平方メートル当たり580円、東条地域の処理区は1単位当たり30万円に統一する。

B案 公共下水道区域へ編入する11処理区は、すべて単独公共の1単位当たり30万円に統一する。

C案 すべての処理区の単位負担(分担)金を面積割方式とし、その額は流域関連公共の550円に統一する。

(論点) 繼続中の制度の変更を検討するにあたっては、公平性の確保に留意する必要がある。その際、(1)過去の受益者との公平性(時間軸の公平性)と(2)地域・地区の間の公平性(地域間の公平性)という二つの公平性の観点が重要である。

(内容) 処理区再編後に受益者間で負担(分担)する単価が異なることは、地域間の公平性の観点から望ましくない。

よって、時間軸の公平性よりも地域間の負担の公平性を積極的に確保することにより、処理区再編のこの機会に受益者負担金・分担金の額は統一するべきであるとの考え方で委員の意見は一致した。

(結論) 上記意見を受けて、3案を審議した結果、地域間の公平性を確保できること、また、単位負担(分担)金の額を面積割方式の550円に統一したとしても将来の下水道財政に及ぼす影響はないことを確認し、C案が適当であるとの答申がなされた。

表5 諒問事項1に対する審議会の答申

事業	処理区	単位負担(分担)額	事業	単位負担(分担)額
公共下水道	社	580円/m ²	公共下水道	550円/m ²
	滝野	550円/m ²		
	東条	300,000円/1単位		
農業集落排水	上福田北部	350,000円/1単位		
	上福田中部	306,600円/1単位		
	上鴨川	350,000円/1単位		
	下鴨川	350,000円/1単位		
	秋津	272,590円/1単位		
	川北	175,680円/1単位		
	川南	243,870円/1単位		
小規模集合排水処理	少分谷	300,000円/1単位		
コミュニティ・プラント	上久米・下久米	338,000円/1単位		
	畠・廻渕・池之内	350,000円/1単位		
	平木	350,000円/1単位		

※事業の区分は会計セグメント、公共下水道事業以外の処理区の表示は現行条例の別表に定める事業名によるもの

(2) 請問事項2について

(調査) 加東市においては、一括納付報奨金制度を採用したことにより、下水道整備時に直ちに下水道接続の予定がなかった受益者も含め、多くの受益者が一括で納付されたため、下水道整備の促進に大きく寄与した。

他の自治体の採用状況等を調査したところ、表5のとおりであった。

関西地方は全国的に見ても汚水処理人口の普及率が高く、大阪府と兵庫県で多く採用されている。和歌山県や奈良県は、公共下水道以外の農業集落排水事業、漁業集落排水事業や合併浄化槽による区域が多いため、受益者負担金制度を採用している市町が少ない。

制度を廃止した自治体における主な廃止理由は、下水道整備が概ね完了し、この制度が役割を終えたと判断したことや、市町の方針で、市税等の一括納付報奨金制度とあわせて廃止したというものが目立っていた。

また、北播磨の自治体の状況は、多可町は一括納付報奨金制度の採用がなく、加西市は制度を廃止していることを確認した。

表5 各自治体の状況

内訳等	関西地方	大阪府	兵庫県	京都府	奈良県	滋賀県	和歌山
自治体の数	43	41	26	39	19	30	
受益者負担金制度がある自治体の数	39	36	8	6	15	16	
一括納付報奨金制度がある自治体の数	34	21	3	4	10	3	
報奨金制度導入率	87.2%	58.3%	37.5%	66.7%	66.7%	18.8%	

※兵庫県の一括納付報奨金制度廃止率 $15 / 36 = 41.7\%$

加東市は、市税の一括納付報奨金制度を平成20年度に廃止しているものの、下水道事業は整備中であったことから、その時点での制度廃止は、時期尚早であると判断していた。

(内容) 現時点では、下水道整備が概ね完了し、編入する処理区が公共下水道となるこのタイミングで廃止するのが適当であるとの意見で一致した。

(結論) 一括納付報奨金制度は、負担金の早期確保に一定の成果を上げてきたが、下水道整備が概ね完了してきたことから、廃止するのが適当であるとの答申がなされた。

4 審議会の答申を踏まえた本市の方針

■請問事項1

単位負担（分担）額を1平方メートル当たり550円に統一する。

※特例措置

- ・ 激変緩和のため、一定の間、改正前と改正後で算定した受益者負担金・分担金を比較し、いずれか低い額とする。
- ・ 改正前に徴収を猶予した土地に対しては、改正後の新しい単位負担（分担）額を適用する。

■請問事項2

一括納付報奨金制度を廃止する。

加東市:生活排水処理計画図

都市計画法第75条を根拠
法令とする受益者負担金

地方自治法第224条を根
拠法令とする分担金

都市計画法第75条を根拠
法令とする受益者負担金

